



女子栄養大学

自己点検・評価報告書

2025 年度

目次

女子栄養大学における 2025 年度の自己点検・評価の概要	i ~ ii
基準 1. 使命・目的等	1
基準 2. 内部質保証	2
基準 3. 学生	4
基準 4. 教育課程	8
基準 5. 教員・職員	1 1
基準 6. 経営・管理と財務	1 3
基準 A. 社会連携・社会貢献	1 5

【参考資料】

○ 女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程	1 6
○ 女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証の推進方針及び体制	2 0
○ 女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部における 2025 年度自己点検・評価の基本方針及び実施要領	2 3

女子栄養大学*における 2025 年度自己点検・評価の概要

*2026 年度から「日本栄養大学」に校名変更。

本学における 2022 年度以降の自己点検・評価の活動については、2023 年 6 月 1 日に施行した「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程」に基づき、新たな内部質保証の推進方針及び体制の下、実施することとなりました。

2025 年度の自己点検・評価については、第 1 回内部質保証推進委員会（2026 年 3 月 5 日）で決定した「女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部における 2025 年度自己点検・評価の基本方針及び実施要領」に基づき、行いました。

具体的には、（公社）日本高等教育評価機構（以下「評価機構」）が明示する基準項目及び評価の視点を参考に、内部質保証推進委員会が本学独自の評価項目及び点検ポイントを設定し、各部署においてそれらを盛り込んだ「自己点検・評価シート」を用いて、それぞれの諸活動に係る点検・評価を行いました。かつては、評価機構が設定するすべての基準及び点検評価項目について自己点検・評価を行っていましたが、自己点検・評価の実質化とそれに係る負担とのバランスを考慮し、2022 年度以降は内部質保証推進委員会が定める基本方針等に基づき、重要な評価項目について重点的に点検・評価する形式に変更しました。あわせて、中期的スパンで、重点項目の点検・評価から全項目の点検・評価に移行していく仕組みに変更しました。また、基準項目ごとに「目指す状態」を提示し、それらに照らし、現状を点検し、そこから「長所・特色」や「改善・工夫の方向性」を抽出し、「改善計画」として、いつまでに何をどのように改善していくのかの具体を整理することとしました。その結果については、報告書として学外へ公表いたします。また、改善計画に記載された取組み事項については、翌年度以降にその実施状況に関する点検・評価を行っていくこととしています。

2025 年度の自己点検・評価の全体総括は、次のとおりです。

- 建学の精神のもと、教育研究の目的に沿った教育研究組織を整え、学生のための学修環境を適切に整備し、学修の柱となる教育課程の編成を適正に行っている。必要な基準や規程を設け厳正に運用するとともに、各種取組みについて点検・評価を行い、様々な工夫・改善を図っている。
- 今後の社会情勢の変化を視野に入れ、本学の使命と魅力を発揮できる将来像を明確にし、法人と教学が一体となった改革、さらなる教職協働の体制づくりに取り組む。
- 本学の教育研究の魅力を発揮できる教育課程の編成と研究の一層の推進について、着実な成果につながるよう、新たな内部質保証の推進体制のもと、全学的視点で PDCA サイクルを有効に機能させる教学マネジメント体制を確立していく。
- 社会連携先との活発な活動状況を踏まえ、社会状況の変化に対応した本学の特色を活かした取組みを強化していく。

なお、基準ごとの詳細は、次頁以降に記載しています。

2025年度 女子栄養大学 自己点検・評価

※(視点)の番号は、日本高等教育評価機構が設定している評価の視点。

基準1 使命・目的等				
基準項目 1-1 使命・目的及び教育研究上の目的の反映				
【目指す状態】 使命・目的について、社会状況の変化や社会からの要請に的確に応えることができるよう検証している。また、その実現に適した教育研究組織になっている。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①使命・目的は、適切な方法で学内外に周知しているか。	1-1-①	ホームページやキャンパスハンドブックに掲載するとともに、学生及び関係者に周知している。教職員には、新年度や創立記念日等の折に触れて学長からメッセージを送信して周知している。	2024年にホームページを刷新し、各部署で分担して更新を進めるなど、適切な改善が図られており、周知方法に特段の不足はない。	現状の周知方法を着実に継続していく。
②社会状況の変化に応じて使命・目的を検証するとともに、検証結果を中期計画に反映しているか。	1-1-②⑤	検証には卒業生及び就職先を対象とした調査等を参照しているほか、大学としての役割を見直し、2026年度からの共学化及び校名変更を決定した。検証結果は、第三期中期計画の策定に反映した。	第三期中期計画は2026～2030年度を対象としており、各年度の計画の履行に努める。その間も、社会や学生の状況を踏まえながら、適宜検証と調整を行う。	第三期中期計画に掲載された2026年度行動計画を履行する。
③使命・目的は、3つのポリシー及び教育研究組織の整備状況と整合しているか。	1-1-③④	2025年度に一部専攻を見直すとともに、栄養学部として教育研究組織を点検した。その際、使命・目的と3つのポリシーについて、それぞれが整合するよう調整した。	2026年度は特段の修正を予定していない。	現行の使命・目的と3つのポリシーを維持する。
【長所・特色】				
○建学の精神、使命及び目的は明確である。社会状況と大学の使命を検証した結果、共学化及び校名変更を実施した。				
【基準1 総括】				
○建学の精神のもと、教育研究の目的を明確に策定・公表し、使命・目的に合致した教育研究組織を整えている。 ○食に関する正しい知識を有し社会で活躍する人材を性別問わず養成していく必要性に鑑み、2026年度から共学化とそれに伴う校名変更(日本栄養大学)を図った。本学の使命と魅力を発揮できる将来像を第三期中期計画(2026-2030年度)に則って明確にし、社会へ発信していく。				

基準2 内部質保証				
基準項目2-1 内部質保証の組織体制				
【目指す状態】 内部質保証の責任体制を明確にし、全学的視点で恒常的に取り組める組織体制を整備している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①内部質保証のための組織体制を整備しているか。	2-1-①	内部質保証及び自己点検・評価の方針を示している。方針のもと、規程に基づき内部質保証推進委員会を組織して取り組んでいる。	組織の機能に問題はなく、2026年度においても全工程を適切に行えるよう運営する。	組織体制は整備されており、特段の改善は要しない。
基準項目2-2 内部保証のための自己点検・評価				
【目指す状態】 内部質保証のため、各種調査結果を活用して、自己点検・評価を実施している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。	2-2-①	実施結果は学長室会議の資料として活用し、学内の状況を共有した。またホームページでは、実施結果のほか、関係規程等一式を例年公表しており、これを教授会にて周知して、取り組み内容の理解促進に向けて工夫している。	2026年度も、手続きに沿って結果を公表するとともに、学内の共有を継続する。	現在の手順を継続する。
②IRを活用した自己点検・評価を実施しているか。	2-2-②	内部質保証推進委員会のもとにIR推進部会を設置している。2025年度に収集・分析する事項を整理し、学生による授業評価結果の集計と分析を実施した。分析結果は、2026年度に実施する自己点検・評価に活用する。	IR推進部会では、学生による授業評価結果のほか、学外関係者の意見・要望について分析を行い、2025年度自己点検・評価(2026年度実施)に活用する。	2026年度以降、学生による授業評価結果は、半期ごとに集計・分析する。学外関係者の意見・要望と合わせ、実施結果を自己点検・評価に活用する。
基準項目2-3 内部質保証の機能性				
【目指す状態】 内部質保証の仕組みが機能し、大学全体の改善・向上に活用されている。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学生及び学外関係者の意見・要望を把握・分析し、その結果を活用しているか。	2-3-①②	学生の意見は、学生ヒアリング調査(年2回対面実施)、全国学生調査、学生意見箱(Web投稿)等の方法でくみ上げている。学外関係者については、卒業生・就職先への調査のほか、学外実習先に意見・要望を聞く機会を設けている。結果の活用は共有に留まるものもあり、具体的な反映に向けて改善する。	大学運営への反映について、取り扱う会議体を整理する。	2026年度に結果を共有する際、教育内容・学生指導に関する改善は、各学科に審議を指示するとともに、それ以外の内容については、学長室会議で審議する。
②内部質保証を大学全体のPDCAサイクルに位置づけ、機能させているか。	2-3-③	自己点検・評価の結果は、学長及び常任理事会に報告しており、教育研究活動を含む第三期中期計画の策定あたって参照・反映されている。学外への公表は、常任理事会を経てホームページに掲載している。	学生・学外関係者の理解の促進に向けて、配付物に掲載する等の工夫を行う。	2027年度に、学生に対してはキャンパスハンドブックに掲載するほか、学外者に向けた印刷物等にも掲載して、実施の周知と本学への理解の促進を図る。

【長所・特色】
○組織体制を適切に整備している。各年度の結果を比較し、改善に向けた取り組みは着実に進んでいる。
【基準2 総括】
○2022年度大学機関別認証評価では6つある基準のうち3つの基準で優れた点としての評価を受けるなど、適切な自己点検・評価活動を実施している。 ○2023年度以降、内部質保証推進委員会にて恒常的に内部質保証を機能させる体制、すなわち全学的視点でPDCAサイクルを有効に機能させる教学マネジメント体制の確立を図っている。

基準3 学生				
基準項目3-1 学生の受入れ				
【目指す状態】 アドミッション・ポリシーに沿って、入試選抜を工夫して実施し、適切な定員の設定及び適正な定員の管理を行っている。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜を適切かつ公正に実施し、その検証を行っているか。	3-1-①②	【大学】 ・アドミッション・ポリシーに沿った入試制度を整備している。入試制度ならびに入学者選抜の基本方針や運営は、教員や事務職員で組織する入試委員会においてアドミッション・ポリシーを踏まえて審議、決定している。また、各入試区分においても、学力の三要素や試験科目、配点、評価基準などアドミッション・ポリシーの内容に沿った運用と評価を行っている。 ・学生募集要項に示した選抜方法に則り、公正に実施している。入試委員会等の審議、決定に基づき、選抜を組織的に運営している。また、選抜に関する役割分担(作題、採点、合否判定)を明確にして公正性を確保し、採点・評価基準(面接、小論文含む)などについても明示や説明を行っている。入試広報課で入試結果の分析・検証を行い、その内容を入試委員会に報告し、次年度以降の入学者選抜の見直し・検討を行っている。	【大学】 ・アドミッション・ポリシーや受験生の動向等を踏まえ、継続的に入試制度の見直し、検討を行っていく。 ・選抜の公正性を確保に対する取り組みを強化する。 ・「入学者選抜」に関する適切な情報公表の実施。 ・入試結果の分析・検証を行い、選抜の改善に繋げる。	【大学】 ・毎年度入試終了後に検証を行い次年度以降に反映していく。 ・志願者数、倍率、入学率等の分析を行い入学者選抜の見直しや選抜内容の変更・改善を行う。 ・指定校推薦の対象校となる基準の見直しを行う。 ・試験問題の確認体制の強化を図る(外部チェック体制の強化)。 ・選抜方法や評価の考え方について、入試要項やWebサイト等を通じて、受験生に適切に公表する。 ・入試結果を検証・分析する仕組みを検討する。
②各学科で入学定員に沿った受入れ数を維持しているか。	3-1-③	【大学】 ・栄養学部全体の入学定員数を確保することができた。しかしながら、一部の学科、専攻において入学定員数を確保することができなかった。	【大学】 ・2027年度は全学科・専攻において、入学定員の確保に向けて取り組む。 ・共学化を踏まえた効果的な広報戦略を策定する。	【大学】 ・2027年度に向けて、入学定員未充足学科・専攻の要因を分析し、広報のポイントを整理し、募集活動の強化を図る。 ・スポーツ栄養の広報強化(「スポーツ栄養実践センター」の周知と活用、スポーツ栄養セミナーの実施、スポーツを通じた高等学校との連携) ・探究学習を通じ高等学校との連携を図り、高校生に栄養学の魅力を伝え、理解を深める。 ・食品系の学び(食品開発や研究)の発信により、新たな志願者層に向けた広報戦略を実施する。
		【大学院研究科】 修士課程の入学定員は、両専攻を合わせて20名であるが、入学定員を下回る状況が続いている。そこで、特に学部生からのストレート進学を促進を図ることが重要と考え、学部生向けの大学院説明会の開催方法を変更するとともに、学部入学前からの意識づけのためにオープンキャンパスでも大学院の情報に接することができるようにした。	【大学院研究科】 ・入学定員の確保のための働きかけを変更したところなので、経過を注視する。	【大学院研究科】 ・説明会の実施時期や対象学年、説明会の進め方等について対象学生からの感想を収集しつつ、変更後の入学状況を踏まえて、2026年度の進め方検討するとともに、2027年度の改善策を検討する。

基準項目3-2 学修支援				
【目指す状態】 教職協働で学修支援に取り組み、様々な学生の状況に応じた適切な支援を実施している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①教職協働による学修支援体制は整備されているか。	3-2-①	学修支援を含めて教職協働であたることを明記し、学生支援の方針を整備した。 クラス担任制度を導入しており、課題については関係教職員で迅速に情報共有し対応している。	課題が多岐にわたりまた長期化する傾向もあるため、対応が特定の教職員に偏らないよう配慮する必要がある。	既存の対応フローなども含め、学修支援の方針を2026年度中に検討し、方針に沿った組織としての支援体制を整備する。
②学修支援の方策は十分であるか。	3-2-②	・学生支援センターを設置し、専門職員を配置して合理的配慮が必要な学生に対応している。 ・退学・休学・留年者などについては、学科ごとに学生ごとの課題が共有できる仕組みにより、早めに対応策を講じる体制が構築でき、機能している。	・配慮願などの対応は機能したが、事後対応の再評価が必要である。 ・転科や編入学等の制度も活用し、栄養学部としての学びが継続できる手当ても含め、早期の対策を講じられるようにする。 ・入学前からの学習習慣を把握し、入学後の支援につなげられるような仕組みを検討する。	・担当教員からの意見聴取も含め、2026年度は支援のあり方を検討する機会を持つ。 ・担任と学生の面談を成績返却時に行う方針で、学生ごとに個別対応できる機会を整える。 ・入学前の学習状況を把握できる取組を検討する。
基準項目3-3 キャリア支援				
【目指す状態】 キャリア支援に関する方針・計画のもと、様々な支援を実施し、学生が希望の進路に進んでいる。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①教育課程においてキャリア教育を実施しているか。	3-3-①	・キャリア講座を開講し、教育課程に取り入れている。 本学では、1年次「キャリア講座1(企業参加型)」、2年次「キャリア講座2(社会人訪問型)」、3年次「キャリア講座3(就職活動直結型)」を体系的に配置し、段階的に継続してキャリア形成を支援している。	これらの講座は、社会理解 → 自己理解 → 就職準備という流れで学びが積み上がる構造となっており、継続して受講することで教育効果がより高まる。1年次で社会の全体像を把握し、2年次で社会人との対話を通じて自分との接点を深め、3年次には就職活動に直結する実践的な力へとつなげることができる。このように、各講座に継続して受講させることで、学生の進路選択の精度向上と主体的なキャリア形成を促進している。	本授業はグループワークを主体とするため、受講学生の学習状況を適切に把握し、心理的安全性を確保した学習環境の整備を強化する。 また、キャリア講座において、1年次から2年次になる段階で受講生が減少する傾向にあり、受講生数の確保を図るため、掲示物やメール、LINEやガイダンスの機会を通じて授業内容を適切に周知する。

②キャリア支援の体制は整備されているか。	3-3-②	1.就職支援の記載を含め、学生支援の方針を策定した。今後は、当該方針に基づき、教員と職員が連携してキャリア支援を実施する。 2.3年次に在学生全員を対象とした面談を実施し、卒業後の進路希望を把握している。また、就職内定に至るまで、個々の希望に応じた継続的な就職支援を行っている。 ・就職決定率及び満足度の向上 <table><thead><tr><th>〈学科専攻〉</th><th>〈就職率〉</th><th>〈満足度〉</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">※()内、対前年比</td></tr><tr><td>実践栄養学科</td><td>100.0% (0.5%)</td><td>88.1% (-3.9%)</td></tr><tr><td>栄養科学専攻</td><td>100.0% (0.0%)</td><td>89.2% (-4.1%)</td></tr><tr><td>保健養護専攻</td><td>98.1% (0.0%)</td><td>86.1% (-10.1%)</td></tr><tr><td>食文化栄養学科</td><td>100.0% (0.0%)</td><td>91.7% (8.9%)</td></tr><tr><td>全体</td><td>99.7% (0.1%)</td><td>88.9% (-2.0%)</td></tr></tbody></table>	〈学科専攻〉	〈就職率〉	〈満足度〉	※()内、対前年比			実践栄養学科	100.0% (0.5%)	88.1% (-3.9%)	栄養科学専攻	100.0% (0.0%)	89.2% (-4.1%)	保健養護専攻	98.1% (0.0%)	86.1% (-10.1%)	食文化栄養学科	100.0% (0.0%)	91.7% (8.9%)	全体	99.7% (0.1%)	88.9% (-2.0%)	・教職員間の連携を一層強化し、大学での学びを生かすことができる求人との適切なマッチングを図る。 ・就職課における相談環境の改善強化を図り、適切な情報提供を行う。	・本学学生の就職に関する事項を協議し、就職指導及び教育活動の改善を目的として設置されている就職委員会の構成教員に対し、就職対策講座、就職イベント、求人情報等を適宜提供することで、学生への就職情報の周知徹底を図っている。 ・就業意識の醸成及びキャリア形成の機会提供を目的として、ご求人先をはじめとする企業や業界団体の協力のもと、就職イベントを実施していく。
〈学科専攻〉	〈就職率〉	〈満足度〉																							
※()内、対前年比																									
実践栄養学科	100.0% (0.5%)	88.1% (-3.9%)																							
栄養科学専攻	100.0% (0.0%)	89.2% (-4.1%)																							
保健養護専攻	98.1% (0.0%)	86.1% (-10.1%)																							
食文化栄養学科	100.0% (0.0%)	91.7% (8.9%)																							
全体	99.7% (0.1%)	88.9% (-2.0%)																							

基準項目3-4 学生サービス

【目指す状態】

学生生活支援に関する方針・計画のもと、学生が安定した学生生活を送ることができるよう学生の相談に応じ、必要な支援を実施している。

〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学生生活を安定して送ることができるよう、学生の状況に応じた適切な支援を実施しているか。	3-4-①	A. 生活支援を含めて教職協働であたることを明記し、学生支援の方針を整備した。 B. 日本学生支援機構奨学金、各種奨学金の定期的な案内の他、事情に合わせた案内をしている。 その他の生活相談・支援では、寮の運営、大学近隣のアパート情報の提供や学生相談室の運営を行っている。 保健センターでは、学生が安定した学生生活を送ることができるよう、健康相談や体調不良時の対応等を行っている。学生の状況に応じて学生支援センター、カウンセリング室、健康相談担当医師、医療機関等と連携し、適切な支援につなげている。	A. 既存の規程やフロー、並びに生活支援の方針をもって、着実に学生支援にあたる。 B. 奨学金や学生相談室の案内の周知について、検討する必要がある。 学生が抱える健康上・心理上の課題が多様化・複雑化していることを踏まえ、関係部署との連携を強化し、学生が早期に適切な支援につながる体制の充実を図る。	A. 規程、フロー、方針について、必要に応じて見直しを行う。 B. 受け手側の状況を踏まえたアプローチを2026年度中に検討する。 また、保健センターを起点として、学生支援センター、カウンセリング室、学生生活課等との連携を継続・強化し、情報共有や連絡体制の見直しを行う。 また、医師や医療機関との連携を活かし、円滑な医療支援につなげるとともに、支援内容について学生への周知を工夫し、相談しやすい環境づくりに取り組む。

基準項目3-5 学修環境の整備				
【目指す状態】 教育研究活動を推進するための学修環境を計画的に整備し、快適で利用しやすい環境を維持している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①施設・設備、ICT環境について、整備や管理を適切に行っているか。	3-5-①③	(施設・設備) 法定検査及び日常点検等に基づき施設状況を把握し、施設の良い環境維持に努めている。また、学校運営方針を踏まえ財務部局等と連携した施設整備に努めている。 (ICT環境) 授業用の実習室及び授業外で使用するフリースペースに合計319台のパソコンを設置している。これらの設備は概ね5年ごとに更新され、年2回の計画的なメンテナンスや脆弱性への緊急対応などを実施し、安定稼働に努めている。 フリースペースにはプリンターと複合機を各2台配置しており、施設内のパソコン、2023年度から必携化したiPad、個人のパソコンやスマートフォンから印刷可能となっている。学内LAN上から印刷を実行し、フリースペースのプリンターで認証して印刷物を取り出すオンデマンドプリント機能も提供している。複合機2台では、印刷に加えてスキャナー機能及び無料のコピーサービスを提供している。 無線LANは坂戸キャンパスのすべての教室及び実習室で利用可能となっており、稼働状態を常時監視するとともに、機器の寿命やメーカーのサポート期間を考慮して定期的に更新を行っている。 学生には利用の手引き(冊子)を通して利用方法を周知しており、またフリースペースのサービスカウンターにはサポートスタッフが常駐し、技術支援や問い合わせに対応している。 補助的に、チャットボットを用いたサポートも行っている。	(施設・設備) 厳しい財務状況に鑑み、効果的効率的な執行に努めつつ、専門的視点を持つ協力業者を有効に活用した保全を行う。 (ICT環境) パソコン環境については、定期的なメンテナンス及び機器の更新を行っていることもあり、特に問題はない。 フリースペースのパソコンは利用率が低下傾向にある。iPadの必携化によってニーズが変化していると考えられるので、それに合わせた環境の整備に努める。 ネットワークに関しては、iPadの必携化により2026年度に接続数がピークを迎える。事前対策として2025年度にアクセスポイント1台当たりの最大接続数を64から128に拡大したが、引き続きモニタリングを行う必要がある。 チャットボットについては、的確な回答を行えるよう常にチューニングが必要である。	(施設・設備) 共学化に必要な施設改修を適時に執行する。また、老朽化した施設を適切に管理するため、2027年度を目途とした保全計画を策定する。 (ICT環境) 無線LAN環境について、継続して通信状況の監視を行い、必要に応じて配置の見直しや増強を検討する。 インターネット接続回線は2025年度に10Gbps化(従来の10倍)したが、2026年度を予定していたファイアウォールの10Gbps化は2027年度以降に延期となった。それまでのつなぎとして、2026年度にはLAGという技術を使用した増強(4Gbps化)を行い、段階的に10Gbpsへと拡張する計画である。 フリースペースのパソコンについては機器の更新を再度延期し、2026年度中の実施を予定している。更新の際には台数を調整し、iPadとパソコンを併用できるよう1人当たりのスペースを拡張する。
②図書館、学術情報サービスについて、整備や管理を適切に行っているか。	3-5-②	電子書籍を含む図書館資料については、計画的に購入を行い、蔵書の充実にも努めている。また、電子書籍の案内掲示を充実させるとともに、蔵書の点検を実施し、不要資料の除籍や書架の整理を行うことで、新しい資料が利用者の目に留まりやすい環境整備を進めている。 利用促進の取組として、2025年6月には「電子書籍の使い方」ガイダンスを実施し、学生図書委員を中心に参加を呼びかけ、電子資料の活用に関する理解促進を図った。 設備面では、キャレルに設置している照明を、適切な明るさのLEDライトに交換し、学修環境の改善を行った。	図書館資料のさらなる活用促進を図るため、学生が図書館に親しみやすい環境づくりを重視し、利用機会の拡大と利便性の向上を進める。特に、学生の意見を積極的に取り入れた電子書籍の選書や周知方法の工夫を行い、資料の充実につなげていく。 また、安全性と利用のしやすさを踏まえた書架配置の見直しを進める。	4月及び5月に実施する図書館ガイダンスにおいて、在学生が案内係として積極的に参加する機会を設け、学生が図書館に親しみを持てるような運営を行う。 電子書籍の試読サービス実施時には、学生図書委員を中心に購入希望のリクエストを募り、学生のニーズを反映した電子書籍の選定を行う。 利用者の安全性を考慮し、高い位置にある書架の使用を抑える配置への整理を段階的に進める。
【長所・特色】				
○アドミッション・ポリシーに沿った入学選抜を行うための入試制度を整備し、求める学生像に合致した入学者を受け入れている。学生個人ごとに寄り添ったきめ細やかな支援体制が整い、かつ適切に運用されている。 ○卒業後の進路について、初年時から関心を持たせる機会を提供し、希望する進路の実現に向けた支援を実施している。 ○安全性に配慮してICT環境を整えるとともに、タブレット端末を使用した授業方法に対応できるよう、設備の充実にも努めている。				
【基準3 総括】				
○一部の学科及び研究科専攻の入学定員未充足が続いている。引き続き法人・教学が一体となった入試広報改革に取り組む。 ○学生の多様化に伴い、引き続き意見・要望のくみ上げに努めるとともに、様々な理由で修学困難な学生への支援体制を構築していく。				

基準4 教育課程				
基準項目4-1 単位認定、卒業認定、修了認定				
【目指す状態】 ディプロマポリシーを踏まえて成績評価、単位認定及び学位授与の基準を策定し、適切に運用している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①ディプロマ・ポリシーを踏まえ、単位認定、進級、卒業・修了認定等の基準を策定し運用しているか。	4-1-①②	【学部】 ・成績評価基準は学則に基づき、試験規程に基準を明示している。 ・教授会で卒業判定を行い、学長が全員の成績を確認した上で承認している。 ・進級制度、卒業延期制度を整え、学科で審議し運用している。	【学部】 ・学士課程における単位認定の方針として明確化して公表する。 ・進級制度、卒業延期制度について学生への周知を適切に行ない、適切に運用していく。	【学部】 ・2026年度中に、学士課程における単位認定の方針を明文化し公表する。 ・進級制度、卒業延期制度について不都合がある場合には、適切に見直す。
		【大学院研究科】 ・「修士論文審査の視点」はあったが、博士論文の視点は明文化されていなかったため、新たに作成した。	【大学院研究科】 ・修士論文及び博士論文の審査基準に問題はなかったか、経過を注視する。	【大学院研究科】 論文審査の視点を実際に運用した結果に基づき、必要に応じて専攻主任会議や大学院諸問題検討委員会及び大学院研究科委員会で検討する。
基準項目4-2 教育課程及び教授方法				
【目指す状態】 栄養学の学問体系を明確にし、栄養学部・栄養学研究科の特徴を生み出す教育課程の編成を行い、学生の主体的学びを引き出す効果的な教育を行うために様々な教授方法に取り組んでいる。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学部あるいは研究科としてのまとまりをもって教育課程を編成しているか。	4-2-①～④	【学部】 ・学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて、栄養学部及び学科・専攻の特徴を明確にするための一体的な見直しを行い、2025年度入学生から変更した。 ・学生の履修状況を調べ、一部の学科ではCAPの見直しを行った。 ・シラバス作成要領を見直し、成績評価の方法について特に記載内容の統一化を図った。	【学部】 ・学年の進行に合わせて、教育課程との整合性を確認する。 ・CAP外科目の履修状況を確認し、総履修単位数の確認を行う。	【学部】 ・学科ごとに学年の進行に合わせて矛盾や履修状況に課題がないかを確認する。 ・履修科目数とGPAや自学自習の時間数の関係をモニタリングしながらCAP制度の評価をおこなう。
		【大学院研究科】 ・各専攻ごとにカリキュラム・ポリシーに対応し、ディプロマ・ポリシーを達成するための教育課程を編成しているが、各ポリシーの精査は必要である。 ・栄養学研究科としてのまとまりをもった教育課程の編成は十分に検討されているとはいえない。そこで、栄養学専攻、保健学専攻において必修となっている科目の内容、実施方法、単位配分について見直しを行い、両専攻における学修内容の均一化を図ると共に、同一のディプロマポリシー達成のための重要科目としての位置づけの整理と確認を実施した。	【大学院研究科】 ・栄養学研究科のディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを見直し、研究科としてのまとまりのある教育課程の編成について検討する。	【大学院研究科】 ・2027年度からの運用を目標として、専攻主任会議や大学院諸問題検討委員会及び大学院研究科委員会で、ディプロマ・ポリシーとアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを見直し、それに基づいたカリキュラムの見直しを進める。

②教授方法の工夫に取り組んでいるか。	4-2-⑤	【学部】 ・PBL演習を取り入れた科目を設置、2年生と4年生を組みにしてそれぞれの学修目標を達成できるような授業方法などを工夫している。 ・授業を行う学生数の設定には授業環境（音響視聴覚機材等）を加味して行っている。 ・アクティブ・ラーニング、グループワークに適した教室の整備を行った。 【大学院研究科】 ・学生の主体的学びの場である総合演習と専門演習の実施方法や理解度などに、教員間で大きな違いがみられたため、総合演習の実施方法を変更するとともに、専門演習について履修要綱で明記し、周知を図った。また、副指導教員制を導入するとともに、学生に研究計画書の作成を求めることとした。 ・効果的な教育を行うための教授方法の工夫は、個々の教員に任されており、研究科としての方針を伴う取組みは行っていない。	【学部】 ・学生による評価の結果を踏まえ、改善点の検討を行う。 ・学生による評価の結果で、学生数の課題が上がっている科目があるかを確認する。 【大学院研究科】 ・総合演習や専門演習の実施状況を注視し、課題を抽出する。 ・大学院として効果的な教育を行うための教授方法の必要性について検討する。	【学部】 ・PBL演習等、授業方法について事前に科目担当者間での検討を行う。 ・授業改善として学生数に課題があると判断した科目について見直す。 【大学院研究科】 ・総合演習や専門演習の実施状況を踏まえ、専攻主任会議や大学院研究科委員会、及び大学院諸問題検討委員会で、さらなる改善策を論議する。
--------------------	-------	---	---	---

基準項目4-3 学修成果の把握・評価

【目指す状態】
学修成果を把握及び評価する方法を確立して、適切に運用している。また、評価結果に基づき、教育活動の改善に取り組んでいる。

〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学修成果の把握と評価の方法を確立し、適切に実施しているか。	4-3-①	【学部】 ・資格取得状況や就職状況を公開している。 ・「e-ポートフォリオ」を用いた授業評価の結果をIR推進部会で解析している。 【大学院研究科】 ・ディプロマ・ポリシーをより具体的なものにすると考え、改定作業を進めた。また、研究科としての学修成果の点検・評価の仕組みはなく、実施できていない。 ・研究科では、年度末に大学院生全員に実施する「授業や研究指導に関するアンケート」により、大学院生の自己申告による学修の達成度を把握している。	【学部】 ・e-ポートフォリオのサマリー、GPSアカデミックの結果等を統合できるようにIR推進部会を中心に作業を行う。 【大学院研究科】 ・ディプロマ・ポリシーを含む3ポリシーの見直しを行い改定案を作成したので、2027年度からの運用に向けて進めていく。	【学部】 ・各種調査データ等の統合を具体的に進める。 【大学院研究科】 ・統一性を図りながら3ポリシーの見直しを完了し、それに基づいた授業評価を実施して学習成果の把握などにつなげていく。

②学修成果の把握と評価の結果は、教育活動の改善にフィードバックされているか。	4-3-②	・IR推進部において授業の振り返り結果を集計し、教授会で報告している。 ・GPSアカデミックによる汎用的能力や問題を解決する力について学科ごとに活用できるようにしている。 ・教育活動の改善課題はFD研修で取り上げている。 ・学外関係者の意見・要望をもとに、IR推進部会で「多数の者に関わる問題か/特定の者に関わる問題か」「解決に時間がかかるか/短期間でできるか」を分析した。 ・就職先企業等を対象に学修成果の獲得状況を調査し、136件の回答を得た。12項目中11項目で「満足・やや満足」が90%以上を占め、概ね満足得られていることを確認した。	・学科ごとの課題を学科長会議で把握し、学部での取り組み、学科での取り組みの実効性を高める。 ・課題改善に向けてFD研修を活用する。 ・学外関係者の意見聴取の方法にバラつきがあり、改善を行う。 ・就職先の意見は今後の教育課程及び学生指導に取り入れていく。	・GPAとGPSアカデミックによる評価等の関係性を解析する体制を整える。 ・入学前学習や初年次教育の内容を検討する。 ・学外関係者の意見聴取を担う各会議体に聴取方法を周知し、2026年度より適用する。 ・学外関係者及び就職先の意見をもとに、2027年度までに教育課程の見直しを行う。
		【大学院研究科】 ・「授業や研究指導に関するアンケート」の結果を吟味し教育内容・方法や学修指導の改善につなげようとしているが、個々の授業について、研究科としての学修成果の点検・評価の仕組みはない。	【大学院研究科】 ・研究科として3ポリシーの見直しを行い、新たなディプロマ・ポリシーに基づく学修成果の点検・評価方法の確立やその運用の仕組みを整えていく。	【大学院研究科】 ・ディプロマポリシーの見直しに基づいて、学修成果の点検・評価方法について、専攻主任会議や大学院諸問題検討委員会でも議論し、研究科委員会での承認後も必要に応じて改善していく。

【長所・特色】

○栄養学部では、学生による授業評価の結果、GPSアカデミックの結果等をそれぞれ教授会で共有し、FD研修等で課題を取り上げ、学部レベル、学科レベルで教育活動の改善に努めている。
○大学院では、3ポリシーの見直しに基づき、大学院全体としての効果的な教育や学習成果の点検・評価の改善にまで繋げる仕組みづくりに取り組んでいる。

【基準4 総括】

○教育の質を維持するために、教育課程の適切な編成と、学生の主体的学びを引き出すための様々な工夫を行い、学生の学修状況について点検・評価を実施している。
○社会状況の変化や多様化・複雑化する学生の特性を踏まえ、本学の教育研究の魅力を発揮できる教育課程の編成と、学修成果の点検・評価の結果をもとに教育内容・方法の改善を行うことのできる仕組みを構築していく。

基準5 教員・職員				
基準項目5-1 教育研究活動のための管理運営の機能性				
【目指す状態】 意志決定のプロセスは明確であり、学長が適正にリーダーシップを発揮する体制が構築されている。また、教育研究活動における職員の役割を明確にし、適切に配置している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①意思決定の権限と責任は明確か。また、教授会等の位置付けと役割は明確か。	5-1-①②	学長を議長とする会議体として学長室会議を置き、原則として月例で開催し、リーダーシップを発揮できる体制を構築している。また、学長と教授会等との関係・役割は、学則ほか諸規定により明確である。	教授会運営規程の記述・構成を整理する。	教授会に関する記述と学科会議に関する記述が混在しているため、2026年度中に改定の方向性を決定する。
②教育研究活動に必要な職員を適切に配置しているか。	5-1-③	2025年度は、採用・昇格・異動・自己申告などを含む人事関係スケジュールを策定し、計画的に運用した。これにより、年間を通じた人事手続きの流れを可視化し、職員配置や役割分担を計画的に行う体制を整備するとともに、教育研究活動を支える職員体制の安定化を図った。採用・昇任については、規程等に基づいて実施している。	人事運営の計画性は一定程度向上しているが、業務量や役割分担の偏りが生じないよう、今後も継続的に留意していく必要がある。	人事制度の運用状況を継続的に確認しながら、教育研究活動を円滑に支えられるよう、職員の配置や役割分担について見直しを行う。
基準項目5-2 教員の配置				
【目指す状態】 教育研究上の目的を実現するため、将来的な見通しをもって、適切に教員組織を編成している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員を配置しているか。	5-2-①	・一部学科において、大学設置基準に定める教員数を充足することができなかった。2026年度に向けて配置の見直しを行った。 ・教育研究の質の向上のため、研究に関する行動目標の作成を義務付けているほか、昇任人事における研究業績の基準も明確にしている。	科目の担当状況等に照らし、設置基準に照らして適切な教員配置を是正する。	・2026年度開始時点で設置基準に適う教員配置を行う。 ・教育研究の質の向上のための取組は、継続する。
基準項目5-3 教員・職員の研修・職能開発				
【目指す状態】 教育方法の改善、及び大学運営を適切に行うための能力向上の機会を計画的に設け、研修を通して、教職員の資質向上を図っている。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①教育内容・方法の改善に教職協働で取り組んでいるか。	5-3-①	授業内容や教育方法に直結するテーマについて開催している。また、2024年度に開催したテーマのうち、アンケート評価の高かったものについては、2025年度も同一の講師に依頼し、よりブラッシュアップした形で継続開催を行った。	年間のFD研修会実施計画を基本としつつ、対応が急がれる事項が生じた場合には、柔軟に対応する。さらに、必要性が高く参加希望の多い企画については、今後も継続的に開催する。	FD運営委員会委員は、各学科から2名を2年ごとに選出しているが、委員の継続性を確保した方がより高い効果が見込まれること、また扱うテーマが多岐にわたることから、2026年度の新委員の半数は、前委員から引き続き依頼する。
②教員・職員の資質向上に組織的に取り組んでいるか。	5-3-②	2025年度は、「学校法人香川栄養学園スタッフ・ディベロップメント規程」及び実施方針に基づき、基礎的・階層別・業務別に体系化したSD研修を計画的に実施し、職員の基礎的理解や意識向上に一定の成果が見られた。さらに、理事長とのランチョン【ティータイム？】ミーティングを実施し、経営層との対話を通じて職員の当事者意識や組織理解の向上を図った。	研修結果の定着の向上を図るため、SD受講者のアンケートや教職員の意見を踏まえ、研修内容や実施方法を見直す。また、業務の属人化防止のほか、共学化への対応等をテーマに取り入れ、研修の質的向上を図っていく。	2026年度以降は、対話型・参加型の手法を取り入れた実践的なSD研修を継続的に実施する。また、共学化に伴う組織環境の変化に対応するための多様性に関する研修や、業務マニュアル作成ツール、DX・生成AI等の社会的動向を踏まえた研修を取り入れる。

基準項目5-4 研究支援				
【目指す状態】 大学としての研究に対する基本的考えのもと、研究環境を整備し、栄養学の研究成果を社会に還元している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①研究活動を支援する環境を適切に整備しているか。	5-4-①③	・研究費は、学内規則に則り配分している。 ・研究推進会議において、「行動目標申請書」の配布を継続し、提出内容の精査を通じて、公的研究費申請予定の有無の把握、申請用紙の見直し、回収率の確認等を適宜実施している。	研究計画については、本学の建学の精神や研究課題設定の社会的背景など研究の意義を記述させるよう設定している。	2026年度より、文部科学省科研費の記載欄とその他の競争的資金の記載枠を分け、確認及びデータ分析がより容易となるよう、フォーマットを修正する。
②研究倫理を確立し、厳正に運用しているか。	5-4-②	規程及び組織(研究倫理審査委員会)はすでに整備されており、同委員会は規程に基づき、年に数回実施している。 2025年度には、研究倫理審査にかける必要の有無及び提出書類の確認を目的としたチェックリストを新設した。	人文・社会科学系の申請に対応することも含め、関係書類のさらなる整備を進める予定である。	2026年度中に次を行う。 ①倫理申請の必要性が分かりにくかった人文・社会科学系の教員についても申請しやすくするため、チェックリストの文言を修正する。 ②規程の改廃については、従来の倫理審査委員会単独での対応から、関係教員の意見を踏まえうえで委員会において審議を行い、その後、学長の承認を得る方法へと変更する。
【長所・特色】 ○学長を中心に、研究推進に向けた改善を進めるとともに、各教員の取組みが評価される制度・体制づくりを進めている。				
【基準5 総括】 ○教員と職員の協働により効果的な大学運営が行えるよう、教学マネジメント体制を構築する一方で、資質・能力開発のための各種取組みの充実を図る。 ○現状や研究者(教員)の意向を踏まえ、教学と法人が協力し、研究活動の推進に全学的に取り組む体制を構築している。				

基準6 経営・管理と財務				
基準項目6-1 経営の規律と誠実性				
【目指す状態】 組織倫理に基づき、適切な運営を行っている。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①経営の規律と、組織倫理に照らした誠実性は維持されているか。	6-1-①	2024年9月3日開催の理事会において学校法人香川栄養学園内部統制システム整備基本方針を制定した。基本方針に従い監査環境の整備として内部監査室を新設することを役員会で調整し常任理事会で審議決定した。その後、監事監査規程、内部監査規程等の必要な規程が整備された。	内部統制システム整備基本方針に従い内部統制システムの整備を推進していく。	引き続き経営の規律と、組織倫理に照らした誠実性維持の課題検証を行う。
②環境保全、人権、安全について配慮されているか。	6-1-②	・設備機器等設置の際は省エネ効果の高い機器を選定し、使用の際は温度調整など稼働最適化に努めている。廃棄物は特にペーパーレスと紙資源の再利用促進を図っている。防災関係規程等を整備して組織的な防災対策に取り組んでいる。また、防災訓練を年1回以上実施して意識啓発と有事の行動確認を行っている。 ・人権、安全に関する規則等により、職員が安心して働ける職場環境づくりに取り組んでいる。アンガーマネジメント研修や妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント研修を実施することで、人権意識及びハラスメント防止に対する理解の向上を図った。また、「ノー残業デイ」の実施や「夏期一斉休暇」の取得促進を通じて、心身の健康に配慮した働き方を推進した。	・環境変化により適切な空調機器の使用を図る。災害事象が変化しつつあることから、情報の収集に努め様々な危機を想定したリスク防止を図る。 ・いずれの取組みも制度は整備されているものの、その趣旨や重要性を職員に十分浸透させるため、今後も継続的な意識啓発が必要である。	・安全安心な施設整備を図り、防災対策管理規程等を見直し、坂戸市地域防災計画と整合性を図り実効性の高い計画を2026年度中に策定する。 ・研修と各種制度を連動させた取組を継続し、より働きやすい職場環境の実現を図る。
基準項目6-2 理事会の機能				
【目指す状態】 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、理事会の運営を適切に行っている。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①意思決定できる体制を整備し、適切に機能しているか。	6-2-①②	・理事会審議事項については、下部組織である常任理事会において原案を作成し理事会に上程し意思決定を行っている。また、理事会に出席できない理事は書面決議を行う事も可能としている。 ・第三期中期計画策定に先立ち建学の精神や社会的情勢等を考慮した「Vision2030」を策定した。	内部統制システム整備基本方針に従い整備していく。	ガバナンス・コードの遵守状況を確認しホームページに公開する
基準項目6-3 管理運営の円滑化とチェック機能				
【目指す状態】 評議員会と監事によるチェック機能が有効に働き、法人としての意思決定が円滑に行われている。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①法人の意思決定は円滑に行われており、チェック体制も有効に機能している。	6-3-①②	議事に応じ担当の理事が、理事会における審議経過等を評議員会にて伝えるとともに質疑に応じる体制を取っており、意思疎通・連携を適切に図っている。教職員の提案については、教授会や部長会で検討した内容を役員会へ上程し常任理事会で検討する体制が整備されている。理事・監事・会計監査人の選解任は評議員会の議決により決定されている。監事監事は理事会、評議員会、常任理事会などの重要な会議に出席しチェック機能を働かせている。	内部統制システム整備基本方針に従い評議員がチェック機能を有効に果たせるよう適切に理事会と評議員会の意識疎通・連携を図る。	ガバナンス・コードの遵守状況を確認し、2026年度中に学園HPIに公開する。内部監査室を活用し、監査環境の整備を促進し経営規律維持の課題検証を行う。

基準項目6-4 財政基盤と収支				
【目指す状態】 中期的な計画に基づき財務運営を行い、安定した財務状況を維持している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①中期的な計画に基づき、安定した財務運営を行っているか。	6-4-①～③	・第二期中期計画(2021～2025年度対象)に基づき、各年度の予算編成が適切に行われていることを確認するとともに直近の2024年度事業活動収支計算書、2025年度事業活動収支予算計算書により、基本金組入前当年度収支差額、経常収支差額等の状況を確認している。 ・寄付金等外部資金獲得に向けた検討、募集等の実施状況及び実績を該当する委員会等の報告資料により、状況を確認している。	・2023年度以前は、基本金組入前当年度収支差額が概ねプラスであったが、学生数減少と物価上昇等により、2024、2025年度と2年続いてマイナスとなる見込みであるため、収支均衡に向けたこれまで以上の支出抑制及び学生数確保を目指すべく方針・目標を設定し、全教職員に周知の上、予算編成を行う。 ・寄付金等外部資金獲得についても新たな施策を立案するとともに目標を設定の上、予算編成を行う。	・第三期中期計画に基づき、2026年度予算編成において、基本金組入前当年度収支差額、経常収支差額の黒字化を予算編成基本方針の目標に掲げ、黒字化達成に向けた経費削減等、学生確保等に努める。 ・寄付金についても、第三期中期計画に基づき、寄付金活動の強化(法人向け奨学金制度公募、返礼品充実、募金顕彰制度創設等)に努める。
基準項目6-5 会計				
【目指す状態】 会計処理を適正に実施し、会計監査の体制を整備し、厳正に実施している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①必要な規則や体制を整備し、適切かつ厳正に実施しているか。	6-5-①②	・2025年度施行の新私学法への対応として経理規程を整備したこと、また、インボイス制度や電子帳簿保存法に対応していることを確認した。 ・新私学法に対応する会計監査人の専任・解任に関する規程を整備したことを確認した。新たに会計監査人が推薦され評議委員会において承認された。	・2025年度以降、新私学法に基づき会計監査対象となる計算書類が増加することを踏まえ、対応のための準備を行う。また、文科省から示された方針に基づき、新たに賞与引当金を繰入れることになったため、2025年度に補正予算を計上し、2026年度以降は毎年度適切な額を引当金として予算計上できるようその準備を行う。 ・厳正な会計監査の実施に向けて、会計監査人の適切な選任、監査役と会計監査人の連携強化等を図る。	・会計監査対象となる計算書類等や引当金の経常の仕方については監査法人と意見交換しながら必要な対応を行う。これまで積まれていなかった引当金の組入に際しては必要に応じ補正予算を組むことも含め適切に対応する。 ・会計監査人の専任を規程に従って適切に行い、今後も引き続き厳正な会計監査の実施に努める。
【長所・特色】 ○法人の運営及び会計の処理については、法改正にあわせて適切に対応している。				
【基準6 総括】 ○活動の適法性・妥当性を担保する監査など、必要とされる規則や体制を整えた運営を行っている。 ○内部統制及び監査体制の整備により経営の規律と透明性を確保するとともに、理事会を中心とした意思決定と評議員会・監事によるチェック機能が適切に機能している。 ○第三期中期計画に基づく財務運営と会計体制の整備により、安定した経営基盤の構築に取り組むとともに、社会環境の変化に対応したガバナンスと財務基盤の強化に努める。				

基準A 社会連携・社会貢献				
基準項目A-1 社会連携・社会貢献に関する方針に基づく、取組みの実施				
【目指す状態】 社会連携・社会貢献の方針のもと、様々な取組みが推進され、大学の教育研究成果が適切に社会に還元されている。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①社会連携・社会貢献に関する方針を明示し、その方針に基づき、取組みを実施しているか。	本学独自	本学では、建学の精神である「食により人間の健康の維持・改善を図る」に基づき、栄養学の実践を通じた地域・社会連携及び社会貢献活動を推進している。社会連携・社会貢献に関する基本方針や取組内容については、ホームページの社会連携ページにおいて具体的な事例とともに発信している。 2025年度までの産官学連携協定数は累計152件となり、企業・団体、自治体、高等学校、大学・研究機関等と幅広い連携を進めている。また、個別契約や受託研究事業を含めた連携事業の累計は443件となり、連携の拡大が図られている。加えて、2025年度にはプレスリリースを15件発信し、活動内容の積極的な情報発信に取り組んだ。 さらに、社会貢献活動の一環として「香川綾記念講師派遣事業」を実施しており、本学の専門性を生かした講師派遣を通じて、地域への貢献と教育研究成果の社会還元を図っている。	社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、一定の実績と情報発信は行われているが、今後は取組成果をより分かりやすく整理・発信する必要がある。このため、連携件数や参加者数等の数値に加え、参加者や連携先からの評価や意見を活用し、取組の効果を多面的に把握する。 また、地域連携や社会貢献活動について、授業やゼミ等の教育活動との結び付きをより明確にし、学生の参画状況や教育的成果を確認する仕組みを整え、情報発信の充実と取組内容の改善を継続的に図る。	今後は、社会連携・社会貢献活動について、連携件数や参加者数等の実績に加え、参加者や連携先からの評価・意見を整理し、成果を分かりやすく把握する。また、取組内容と授業やゼミ等の教育活動との関係を明確にし、学生の参画状況や教育的効果を確認する仕組みを整える。 情報発信の充実と取組内容の見直しを行うことで、社会連携・社会貢献活動の質の向上を図る。
【長所・特色】 ○本学の建学の精神の具現化を目指した取組みを、栄養学の実践を通して地域・社会に貢献するため、その基本方針を示して、地域・社会からの様々な要請に対応できるように連携・協力を推進している。さらに、本学独自の社会貢献活動である講師派遣事業も実施している。				
【基準A 総括】 ○産官学連携の協定数及び社会連携活動数、講師派遣事業の実績数は着実に増加しており、その内容は適宜、ホームページで発信、周知している。				
【全体 総括】 ○建学の精神のもと、教育研究の目的に沿った教育研究組織を整え、学生のための学修環境を適切に整備し、学修の柱となる教育課程の編成を適正に行っている。必要な基準や規程を設け厳正に運用するとともに、各種取組みについて点検・評価を行い、様々な工夫・改善を図っている。 ○今後の社会情勢の変化を視野に入れ、本学の使命と魅力を発揮できる将来像を明確にし、法人と教学が一体となった改革、さらなる教職協働の体制づくりに取り組む。 ○本学の教育研究の魅力を発揮できる教育課程の編成と研究の一層の推進について、着実な成果につながるよう、新たな内部質保証の推進体制のもと、全学的視点でPDCAサイクルを有効に機能させる教学マネジメント体制を確立していく。 ○社会連携先との活発な活動状況を踏まえ、社会状況の変化に対応した本学の特色を活かした取組みを強化していく。				

女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程

（趣旨及び目的）

第1条 女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部（以下、「本学」と言う。）は、教育研究活動及びその他本学の諸活動において、方針の設定、実行、評価及び改善の循環を効果的・効率的に機能させ、教育研究の質を継続的に向上させる仕組みを構築することによって、本学の教育研究に係る適切な水準の維持及びその充実に資することを目的とする。

2 この規程は、本学の教育研究における質保証とその向上に資する恒常的な仕組みを構築し、継続的な活動を推進するために、必要な事項を定めるものである。

（恒常的質保証への努力）

第2条 本学におけるすべての組織と教職員は、内部質保証の方針及び手続きに基づき、それぞれの業務と役割について、自律的に改善を行い、質保証とその向上に努めなければならない。

（内部質保証の推進体制）

第3条 本学は、自律性を重んじる自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進する。

2 学長は、本学の内部質保証を推進するため、女子栄養大学・女子栄養短期大学部内部質保証推進委員会（以下「内部質保証推進委員会」という。）を置く。

3 内部質保証において、全学的視点から主要な情報の収集・分析・評価を行う体制を有効に機能させるため、内部質保証推進委員会の下に、IR推進部会を置く。

（内部質保証推進委員会の構成）

第4条 内部質保証推進委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- （1）大学副学長（教学担当）
- （2）短期大学部副学長
- （3）栄養学部長
- （4）大学院研究科長
- （5）短期大学部長
- （6）学長室長
- （7）坂戸教務学生部長
- （8）駒込教務学生部長
- （9）入試部長

(10) 総務部長

(11) 学長が指名する者

(内部質保証推進委員会の運営)

第5条 内部質保証委員会には委員長及び副委員長を置き、学長が委嘱する。

2 内部質保証推進委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(内部質保証推進委員会の責務及び役割)

第6条 内部質保証推進委員会は、内部質保証の推進について責任を負い、自己点検・評価活動を統括して、内部質保証システムを有効に機能させるための役割を担うものとする。

2 内部質保証推進委員会は、内部質保証の推進に関する責任と役割を果たすため、次の各号に掲げる事項について審議し、必要な措置を講じる。

(1) 内部質保証に関する企画の立案、自己点検・評価に関する基本方針及び点検・評価項目等の設定

(2) 教育研究組織の設置状況、大学運営及び内部質保証システムの適切性の点検及び評価

(3) 本学の自己点検・評価活動の統括

(4) 全学的視点の点検・評価結果の検証及び検証内容に基づく改善策・向上策の立案

(5) 自己点検・評価報告書の学長への提出、前4号に規定する施策及び内部質保証状況の報告または提言

(6) 認証評価の受審に関する事項

(7) その他必要な事項

(自己点検・評価活動の実施)

第7条 本学は、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び整備の状況について、原則として毎年度、自己点検・評価を行うものとする。

2 本学の自己点検・評価活動は、第5条第1項の規定に基づき、内部質保証推進委員会が統括する。

3 本学を構成する各部署は、内部質保証推進委員会が設定した自己点検・評価に関する基本方針、点検・評価項目及び点検・評価方法に基づき、各所属長の責任の下で、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行う。

(IR 推進部会の構成)

第 8 条 IR 推進部会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 大学副学長（教育・大学運営担当）
- (2) 学長室長
- (3) 情報・ネットワーク部長
- (4) 学長が指名する者

2 IR 推進部会には部会長及び副部会長を置き、学長が委嘱する。

3 部会長は、IR 推進部会を代表して、その業務を統括し、掌握する。

4 部会長は、IR 推進部会の会議を招集し、その議長を務める。

(IR 推進部会の職務)

第 9 条 IR 推進部会は、内部質保証に必要な学内の主要情報について一元化を図り、利用体制を整備する。

2 IR 推進部会は、内部質保証推進委員会の方針に基づき、全学的視点で、総合的かつ効率的な分析・評価を実施する。

3 IR 推進部会は、分析・評価結果について、内部質保証推進委員会に提供し、改善策及び向上策の立案の支援を行う。

(改善の推進)

第 10 条 学長は、内部質保証推進委員会から報告・提案された自己点検・評価結果に基づく改善事項の指摘について、改善が必要であると認められる事項に関しては、速やかに、有効かつ具体的な措置を講じる。

2 学長は、本学の内部質保証の状況及び自己点検・評価結果を常任理事会に報告し、内部質保証システムが適切に機能するよう、本学における教育研究の質保証に係る取組の支援に関して、有効かつ計画的な措置を講じる。

(情報の公表)

第 11 条 学長は、内部質保証の状況及び自己点検・評価結果を積極的に学外に公表し、教育研究活動等及びその改善の状況の透明性を担保するものとする。

(主管部署)

第 12 条 内部質保証推進委員会及び IR 推進部会の事務を含む内部質保証に係る事務は、学長室学長事務課が行う。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、内部質保証推進委員会の議を経て、学長がこれを行う。

附則

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証の推進方針及び体制

2025 年 2 月 7 日

内部質保証推進委員会

本学における建学の精神、教育研究の理念・目的等の実現に向け、本学らしい大学としての成長を確実に遂げていくことができるよう、内部質保証を恒常的に機能させることを目的として、その実施方針及び体制を定める。

1. 内部質保証の推進方針

建学の精神、教育研究の理念・目的等に基づいて、教育研究に関する本学の諸活動の自己点検・評価を行い、その結果を検証して改善・向上に結びつけることにより、教育研究に係る水準の維持及びその充実を図る。

また、この教育研究の質を継続的に向上させるシステムが十分に機能するよう、内部質保証推進に係る実施体制の整備を図り、その適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究における質保証とその向上に資する恒常的な仕組みを構築していく。

2. 内部質保証の推進体制

(1) 組織体制

内部質保証を推進するための組織は、内部質保証の客観性の担保、及び全学的視点での実施とする観点から、内部質保証に関する企画の立案、自己点検・評価結果の検証及び改善事項の管理・支援などを行い、内部質保証の推進に責任を負う組織を、学内に明確に位置付けることとする。

具体的には、学長の下に「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進委員会（以下、「推進委員会」という）」を設置し、自己点検・評価活動を統括し、自己点検・評価報告書の取りまとめを行うとともに、その検証結果に基づく改善事項の管理・支援を行い、内部質保証システム推進に責任を負う組織として位置付ける。

自己点検・評価活動は、推進委員会が設定した自己点検・評価に関する基本方針、点検・評価項目及び点検・評価方法を設定した実施要領に基づき、各所属長の責任の下で、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行うこととする。

また、内部質保証推進委員会の下に IR 推進部会を置き、内部質保証において、全学的視点から主要な情報の収集・分析・評価を行う体制が有効に機能するよう整備していくこととする。

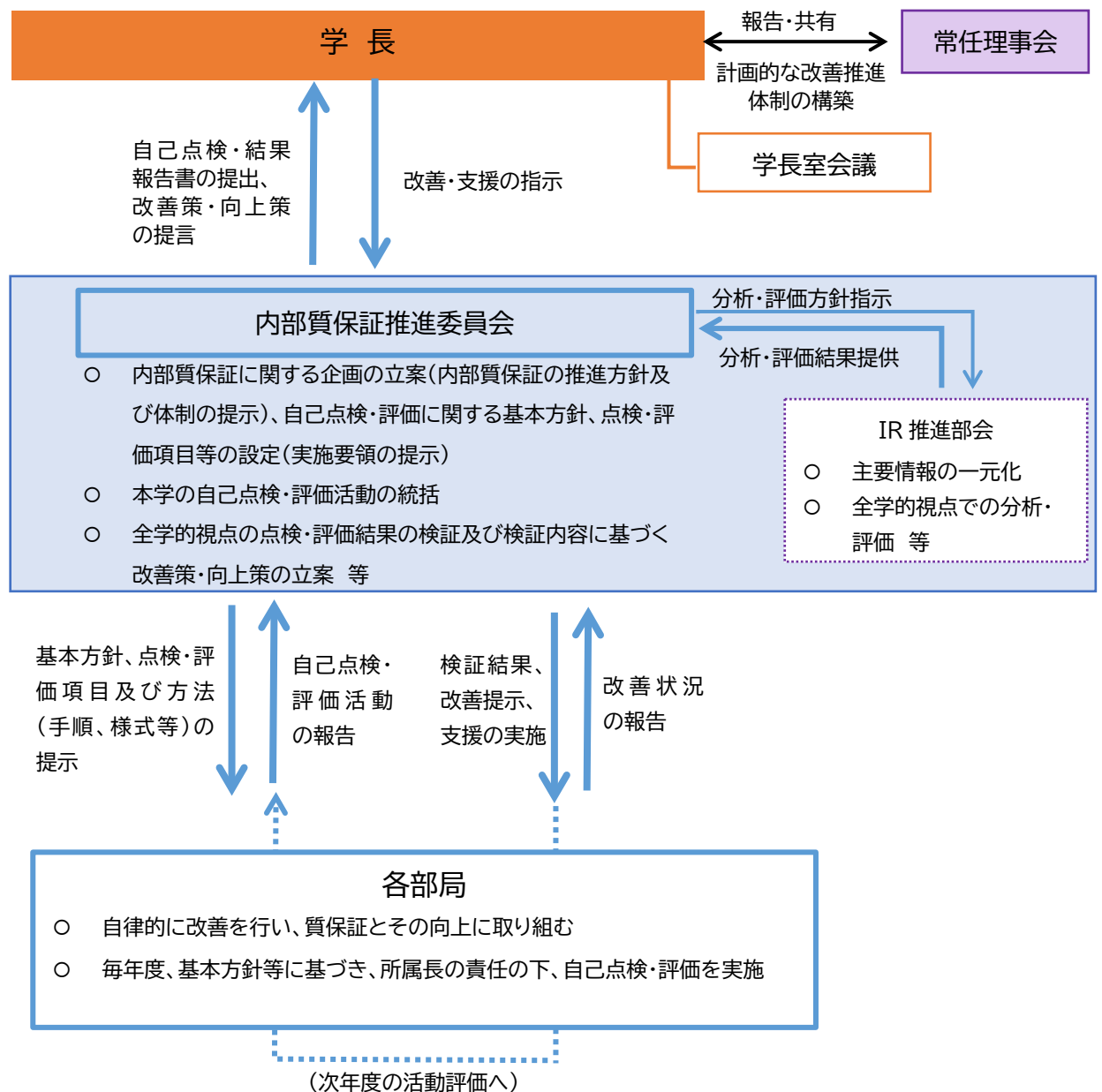
(2) 手続き

- ① 学長は、女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部に関する自己点検・評価の実施及び取りまとめ、改善事項の指示及び改善結果の確認、公表等、内部質保証システムの最高責任者として、全学的な立場から内部質保証の推進に責任を負う。
- ② 内部質保証の基盤となるのは各部局における自己点検・評価であることから、推進委員会は、自己点検・評価が適切かつ有効に機能すること、作業負荷が大きくなならないことに配慮し、自己点検・評価の基本方針、具体の点検・評価項目及び方法を設定する。各部局は、推進委員会の指示に基づいて、自己点検・評価を行い、その結果を取りまとめ、内部質保証推進委員会に提出する。
- ③ 推進委員会は提出内容を取りまとめた上で検証を行い、IR推進部会からの分析・評価結果の報告も参考に、検証内容に基づく改善策・向上策の調整・立案を行う。
- ④ 推進委員会は、学長に対し、女子栄養大学自己点検・評価報告書及び女子栄養大学短期大学部自己点検・評価報告書を提出し、その際、自己点検・評価結果の検証に基づき改善が必要となる事項について報告・提案する。本学が認証評価機関及び行政機関から受けた指摘事項については、必ず改善事項とする。
- ⑤ 学長は、委員会から報告・提案のあった改善事項について、緊急的もしくは組織横断的な対応が必要であると判断した場合は、推進委員会に対し、期限を付した上で改善のために必要な活動を行うことを指示する。
- ⑥ 推進委員会は、学長の指示のもと、関係部局に対し、期限を付した上で改善のために必要な活動を行い、関係部局はその状況を推進委員会に報告する。また、必要に応じて、学長との協議によりプロジェクトチームを設けることができる。
- ⑦ 関係部局は、改善の指示に対して必要な活動を行い、その状況を部局もしくはプロジェクトチームの長から推進委員会に報告する。推進委員会は、内部質保証の観点から改善事項の達成状況や活動の見通しについて検証し、その結果を学長に報告する。
- ⑧ 法人に係る内容等の評価項目において改善事項が発生した場合の改善指示は、学長と理事長が協議の上、その都度対応する。
- ⑨ 学長は、女子栄養大学自己点検・評価報告書及び女子栄養大学短期大学部自己点検・評価報告書、あわせて公表が必要と判断した情報を本学ホームページにおいて公表する。
- ⑩ 以上の手続きは原則として毎年度実施し、改善・工夫については速やかに計画的に取り組むとともに、一定期間を要する場合は、各年度の到達状況を明らかにして段階的に取り組むこととする。

〈参考〉内部質保証の推進体制のイメージ

（内部質保証の推進体制の整備を通して実現する姿）

- 内部質保証を恒常的に機能させることのできる、すなわち全学的視点で PDCA サイクルを有効に機能させることのできる教学マネジメント体制の確立。
- 自己点検・評価活動が有効かつ効率的に実施され、その結果の検証に基づき、大学の教育研究における重要課題の特定、改善・向上のための取組みが組織的かつ継続的に実施される体制の確立。



女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部における
2025 年度自己点検・評価の基本方針及び実施要領
(2026 年度実施)

2026 年 3 月 5 日
内部質保証推進委員会

「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程」及び「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証の推進方針及び体制」に基づき、以下のとおり、自己点検・評価を実施する。

【内部質保証の推進方針】

建学の精神、教育研究の理念・目的等に基づいて、教育研究に関する本学の諸活動の自己点検・評価を行い、その結果を検証して改善・向上に結びつけることにより、教育研究に係る水準の維持及びその充実を図る

また、この教育研究の質を継続的に向上させるシステムが十分に機能するよう、内部質保証推進に係る実施体制の整備を図り、その適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究における質保証とその向上に資する恒常的な仕組みを構築していく。

1. 自己点検・評価の基本方針

(1) 実施対象

自己点検・評価の実施対象は、女子栄養大学、並びに女子栄養大学短期大学部を構成する別紙(P4)の部局とする。

(2) 対象期間と実施スケジュール

2025 年度自己点検・評価の評価対象期間は、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までとする。

ただし、教員数、学生数、授業科目数等においては、2026 年 5 月 1 日現在を基準日とする。また、入試データについては 2026 年 4 月入学生までを対象とする。

自己点検・評価活動については、内部質保証推進委員会が明示するスケジュールに基づいて取り組むこととする。

（３）自己点検・評価活動

原則として、大学は（公社）日本高等教育評価機構が設定する基準及び点検・評価項目、短期大学部は（一社）大学・短期大学基準協会が設定する基準及び点検・評価項目に準じることとし、その詳細については、内部質保証推進委員会で定める。

（４）実施及び取りまとめ

- ① 内部質保証推進規程に基づき、内部質保証推進委員会が自己点検・評価の基本方針を定め、自己点検・評価項目及び方法を設定したことを受けて、各部署において自己点検・評価を行い、その結果を取りまとめ、内部質保証推進委員会に提出する。
- ② 自己点検・評価の結果、改善・工夫すべき事項がある場合は、その事実とともに、今後の改善に向けての方針・プロセス等も含めて、あわせて記載し、提出する。
- ③ 内部質保証推進委員会は、各部署からの提出内容を取りまとめた上で、点検の内容、改善・工夫の方向性及び改善計画について、全学的視点で検証を行い、報告書として取りまとめる。
- ④ 自己点検・評価の実施にあたっては、実施後にプロセスや結果の振り返りを行い、必要に応じて次年度の実施方法を見直していく。
- ⑤ 年度の記載は西暦とすること。

（５）自己点検・評価に際しての留意事項

- ① 自己点検・評価が全学的視点で進むよう、どの教職員がみても理解できる内容になることを意識して、わかりやすく簡潔に記載すること。
- ② 教育の質の向上に確実につながるよう、「改善・工夫の方向性」を導き出すことを重視すること。このため、どのような状態を目指しているのか「目指す状態」を明らかにし、「点検内容」はそれに対して現状がどこまでできているのかを点検し、点検結果を踏まえて改善・工夫すべき点を検討・整理していくこと。
- ③ また、「改善・工夫の方向性」は、現状から「長所や特色」を抽出し、長所・特色のさらなる伸長につながる方向性に配慮すること。
- ④ 自己点検・評価の結果に基づく改善計画は、組織的な取り組みとして進めることを踏まえて、整理すること。

2. 自己点検・評価の実施要領

- （１）内部質保証推進委員会は、大学、短期大学部において、準拠する基準及び点検・評

価項目を参考に、基準ごとに、「目指す状態」「評価項目」「点検ポイント」の提示を行う。

(2) 各部署は、「目指す状態」「評価項目」「点検ポイント」を盛り込んだ「自己点検・評価シート」を用いて、点検・評価を行う。その際、次の①～④に留意して、点検・評価を行う。

点検・評価シートは、4月24日(金)17時までに推進委員会事務局(学長事務課)に提出する。ただし、基準日を5月1日としている事項(上記1-(2)参照)については、5月8日(金)とする。

- ① 「目指す状態」について変更を要する場合、ふさわしい内容に整える。(変更箇所は赤字で示すこと。)
- ② 点検ポイント並びに前回の「改善計画」の記載を踏まえ点検・評価を行い、「点検内容」に結果を記載する。わかりやすい表現で簡潔な文章とする。支援などの取組みについては、主要なものを5つ程度記載する。根拠となる資料で、概要がわかる図やデータがあれば、点検・評価シートとともに提出する。
- ③ 基準に関し、現状を踏まえ、「長所・特色」を抽出し、記載する。
- ④ 「目指す状態」に照らし、現状がどのような状態にあるのか「点検内容」をもとに、「改善・工夫の方向性」を整理し記載を行い、いつまでになにをどのように改善・工夫していくのか、「改善計画」に具体的内容を記載する。

(3) 内部質保証推進委員会は、「目指す状態」「点検内容」及び「長所・特色」をもとに、「改善・工夫の方向性」及び「改善計画」について、必要に応じて担当部署からの聴取を行い、適切な内容に整えていく。最終的に内部質保証推進委員会が基準ごとに点検・評価の「総括」を行う。

(4) 内部質保証推進委員会で検証、整理した「自己点検・評価シート」の内容について、各部署において検討・確認を行い、見直しが必要な点については、再度、推進委員会で議論・調整を行う。

(5) 内部質保証推進委員会は、「自己点検・評価シート」の内容をもとに、全体的な総括を行い、報告書の取りまとめを行う。

別 紙

自己点検・評価報告書の作成に係る担当部署一覧

※部署名は自己点検・評価の作業開始時点のもの。

〈大学〉

部署・組織	担当課
坂戸教務学生部	学部教務課、大学院教務課、学生生活課、坂戸就職課
学科長会議、大学院諸問題検討委員会	
学長室	学長事務課（学長室会議）、研究支援課
入試部	入試広報課
図書館	大学図書館課
情報・ネットワーク部	情報・ネットワーク課
総務部	総務課、秘書・企画課
経理部	会計課、財務課
管理部	坂戸管理課
広報部	社会連携課、学園広報課
内部監査室	

〈短期大学部〉

部署・組織	担当課
駒込教務学生部	短期大学部教務学生課
カリキュラム委員会	
学長室	学長事務課、研究支援課
入試部	入試広報課
図書館	駒込図書館課
情報・ネットワーク部	情報・ネットワーク課
総務部	総務課、秘書・企画課
経理部	財務課
管理部	駒込管理課
広報部	社会連携課、学園広報課
内部監査室	